

## 千葉県養子縁組あっせん事業審査基準

	根拠法令	審査項目
1	法第7条第1項第1号	養子縁組あっせん事業を行うのに必要な経理的基礎を有すること *事業を安定的に遂行するに足りる財産的基礎を有していること
2	法第7条第1項第2号	事業を行う者（法人の場合はその経営を担当する役員）が社会的信望を有すること なお、社会的信望を有するとは以下に該当しないこと *役員が、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）に該当する法人 *役員が、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者で、その法定代理人が暴力団員等に該当する法人 *暴力団員等がその事業活動を支配する法人 *暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある法人
3	法第7条第1項第3号	次のいずれかの法人格を有していること ・社会福祉法人 ・医療法人 ・公益社団法人 ・公益財団法人 ・一般社団法人 ・一般財団法人 ・特定非営利活動法人
4	法第7条第1項第4号	事業の経理がその他経理と分離できる等その性格が社会福祉法人に準ずるものであること
5	法第7条第1項第5号	営利を目的として事業を行おうとするものではないこと
6	法第7条第1項第6号	脱税その他不正の目的で養子縁組あっせん事業を行おうとするものではないこと
7	法第7条第1項第7号	個人情報 を適正に管理し、事業に係る関係者の秘密を守るために必要な措置が講じられていること
8	法第7条第1項第8号	業務方法書を作成して、それに従い適正に運営されることが期待できること
9	法第7条第1項第8号	児童、児童の父母等及び養親希望者に対して的確な支援を行うことができる能力を有すること
10	法第7条第1項第8号	事業の許可を取り消された者は、取消しの日から起算して5年経過するとともに、当該取消し自由が解消されていること
11	法第7条第1項第8号	養子縁組あっせん責任者について、なり得る者の名義を借用して許可をえるものではないこと

別紙2

12	法第7条第1項第8号	国際的な養子縁組あっせんを行おうとする場合は、相手先国の法制度を把握するとともに、事業に係る関係者との確かな意思疎通を図るに足りる能力を有する者であること
13	法第8条第1項各号	法第8条第1項各号に該当していないこと